

○少年補導員制度運営要綱の制定について

昭和42年10月9日

福警少内訓第1号

本部長

このたび、少年補導員制度を飛躍的に拡充強化するため、別添のとおり「少年補導員制度運営要綱」を制定したので、その効果的な運用を図られたい。

なお、「少年補導員の設置について」（昭和37年福警防少内訓第9号）は、廃止する。

別添

少年補導員制度運営要綱

第1 目的

この内訓は、少年補導員制度の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 少年補導員

1 委嘱等

(1) 少年補導員は、次の要件を満たしている者のうちから、警察署長（以下「署長」という。）が委嘱するものとする。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

イ 任務の遂行に必要な熱意を有すること。

ウ 健康で実行力を有すること。

エ 年齢が75歳未満であること。

オ 少年の非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。

カ 地域の実情に精通していること。

(2) 署長は、(1)の委嘱に当たっては、委嘱状（様式第1号）を交付し、少年補導員証（様式第2号）を貸与するものとする。

(3) 署長は、少年補導員の委嘱状況を明らかにしておくため、少年補導員委嘱簿（様式第3号）を備え付けておくものとする。

(4) 少年補導員は、少年指導委員（少年指導委員制度運営要綱の制定について（昭和60年福岡県警察本部内訓第5号）に規定する少年指導委員をいう。以下同じ。）を兼職することができる。

2 任務

少年補導員は、地域の指導者としての立場から、その居住地域及び勤務地域を中心とし、日常生活を通じて次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 不良行為少年の発見及び補導
- (2) 非行少年、被害少年及び要保護少年の発見
- (3) 少年の規範意識の向上等に資する活動
- (4) 有害環境の排除
- (5) 非行集団の解体及び補導活動
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

3 定数

少年補導員の定数は、別表のとおりとする。

4 任期等

- (1) 少年補導員の任期は、2年とする。
- (2) 少年指導委員を兼職する少年補導員で、74歳を超えて(4)の規定により再委嘱されたものの任期については、(1)の規定にかかわらず、当該再委嘱をされたときから兼職する少年指導委員の任期を終えたときまでとする。
- (3) 少年補導員に欠員を生じた場合は、速やかにその後任者を委嘱するものとする。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 少年補導員は、再委嘱されることができる。
- (5) 1の規定は、(4)に規定する再委嘱について準用する。この場合において、1の(1)のエ中「75歳未満」とあるのは「75歳未満(4)の規定により少年指導委員を兼職する者にあつては76歳未満)」と読み替えるものとする。

5 解嘱

署長は、次のいずれかに該当し、少年補導員としてその任務を遂行するのに適さないと認められるときは、4の任期中にかかわらず、少年補導員証を返納させて解嘱することができる。

- (1) 死亡、心身の故障その他長期の療養を要する疾病にかかったとき。
- (2) 法令に触れる行為その他少年補導員として、ふさわしくない行為があったとき。

(3) 当該警察署の管轄区域外に転出又は転勤したとき。

(4) 少年指導委員として、解嘱されたとき。

6 報告

署長は、少年補導員を委嘱したときは、少年補導員委嘱報告書（様式第4号）により生活安全部少年課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

7 報償

少年補導員に対しては、活動を促進するため予算の範囲内で報償金を支給するものとする。

8 通報等

(1) 不良行為少年、非行少年、被害少年及び要保護少年の発見及び通報

署長は、少年補導員が街頭活動において、保護者連絡その他の事後措置を要する不良行為少年、非行少年、被害少年及び要保護少年を発見した場合は、当該少年補導員に、警察署の生活安全部少年課の分掌事務を所掌する課（以下「少年担当課」という。）を経由して署長に通報させるものとする。

(2) 有害指定要請

署長は、少年補導員に有害指定要請（福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）に規定する有害指定要請をいう。以下同じ。）を行わせるものとし、少年補導員が当該有害指定要請を行う場合は、有害指定要請書（福岡県青少年健全育成条例施行規則（平成8年福岡県規則第14号）様式第1号）により当該署長を経由して行わせるものとする。

第3 署長の任務

署長は、少年問題関係機関、団体等と緊密な連絡を保持し、少年補導員制度の効果的な運営を図り、地域社会における少年の非行防止活動の促進に努めなければならない。

第4 運営上の留意事項

署長は、少年補導員制度の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1 少年補導員の候補者の選出に当たっては、職業、年齢、性別、資質等を十分考慮するとともに、一定地域に偏ることのないよう配慮すること。

2 少年補導員の委嘱に当たっては、あらかじめ学校、関係機関・団体その他地域におけ

る既存団体の代表者等の意見を聞き参考にすること。

3 少年補導員は、あくまで地域指導者としての立場において活動するものであり、特別の法的権限を付与されたものではないことから、行き過ぎ等の批判を受けることがないよう指導すること。

4 少年警察活動を行うに当たり、少年補導員に協力を依頼する際は、当該少年補導員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分考慮して、業務内容に最も適合した者を選んで行わせること。この場合において、特に、継続補導及び被害少年に対する継続的な支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが特に必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることから、これらの活動に少年補導員に対して協力を依頼する際は、当該少年補導員の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても少年の社会参加活動等の補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行わせること。

5 少年補導員に対しては、その任務の遂行を通じて知り得た秘密を漏らすことのないよう特に指導すること。

6 少年の社会参加活動等を少年補導員と協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから少年補導員に伝えるとともに、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すること。

8 少年補導員に対しては、活動時における受傷事故その他被害防止について十分に指導すること。

9 少年補導員証については、福岡県警察行政職員身分証明書規程（昭和62年福岡県警察本部訓令第3号）第4条の規定に準じて、取扱い等必要な事項を遵守させること。

第5 少年補導員証の点検等

1 少年補導員証の点検

署長は、毎年1回以上、少年補導員証の有無について点検しなければならない。

2 点検結果の通知

署長は、1に規定する点検を実施したときは、その結果を生活安全部少年課長に通知するものとする。

第6 教養

- 1 署長は、少年補導員を委嘱した場合は、少年非行の傾向、関係法令の基礎知識、少年補導の基本的な心構え等について教養を実施するほか、少年補導員連絡会等において、随時必要な教養を実施するものとする。
- 2 署長は、1の教養を実施するに当たって必要があると認めるときは、生活安全部少年課長に対し当該教養に関する支援を求めることができる。

第7 少年補導員連絡会

1 組織

少年補導員の知識及び技能の向上を図るとともに、管轄区域内における非行防止対策の効果的実施について連絡協議をするため、警察署単位に少年補導員連絡会を置く。

2 構成

少年補導員連絡会は、少年補導員をもって構成し、少年補導員連絡会を代表するものとして、少年補導員の互選等により、会長、副会長その他必要な役員を置くことができる。

3 少年補導員連絡会の開催

少年補導員連絡会は、定期連絡会及び随時連絡会とする。定期連絡会は署長が時期を定め年1回、随時連絡会は必要の都度開催するものとする。

第8 補則

1 委嘱月日

委嘱事務の斉一を期するため、昭和42年11月1日付けで委嘱すること。

2 経過措置

昭和37年7月14日付福警防少内訓第9号「少年補導員の設置について」に基づく少年補導員は、昭和43年8月14日までは、本内訓による少年補導員とみなし、別表に制定する定員に含まれるものとする。

3 委嘱月日等の変更

第1項に規定する委嘱月日を昭和49年から4月1日付けに改め、及び昭和46年1月1日以後委嘱した少年補導員の任期を昭和49年3月31日まで延長するものとする。

第9 関係書類の保存

- 1 生活安全部少年課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおり

とする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
少年補導員委嘱報告書	少年補導員委嘱報告書	長期

2 警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
少年補導員委嘱簿	少年補導員委嘱簿	長期

別表（第2の3関係）

少年補導員定数表

警察署名	定数
中央警察署	81人
博多警察署	96人
東警察署	94人
南警察署	80人
早良警察署	89人
西警察署	74人
粕屋警察署	87人
春日警察署	70人
筑紫野警察署	62人
糸島警察署	37人
宗像警察署	60人
朝倉警察署	52人
博多臨港警察署	4人
小倉北警察署	87人
小倉南警察署	74人
八幡東警察署	38人
八幡西警察署	72人
折尾警察署	85人
若松警察署	39人

戸畑警察署	37人
門司警察署	50人
行橋警察署	63人
豊前警察署	36人
飯塚警察署	70人
嘉麻警察署	25人
直方警察署	57人
田川警察署	91人
久留米警察署	121人
小郡警察署	34人
うきは警察署	25人
筑後警察署	47人
八女警察署	60人
柳川警察署	55人
大牟田警察署	77人
合計	2,129人